

# 森林整備の水準に関する目標

計画期間 自 令和 2年 4月 1日  
至 令和11年 3月31日

佐呂間町

## 1 現状と課題

本町の森林面積は 22,769ha で、総面積の 56%を占めており、そのうち民有林面積は 7,707ha（町有林 1,624ha、私有林 6,083ha）となっています。カラマツ及びトドマツを中心とした民有林の人工林面積は 4,050ha で、人工林率は 53%となっており、林齢構成は収穫を迎える 46～55 年生（10～11 齢級、1 齢級は 5 年）に資源量が集中している一方で、16～35 年生（4～7 齢級）の若齢林は非常に少なく、かたよった齢級構成となっています。また、主伐後の再生林も行われており、1～3 齢級の森林についてはそれぞれ概ね 250ha となっています。

町では、これまで、国や道の森林整備事業予算や人工造林等に上乗せ助成する町単独予算などにより森林整備を進めてきましたが、長期間に及ぶ木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や世代交代などにより、整備が行き届かない森林の増加が懸念される場所です。また、林業就業者の高齢化などもあり、人材育成・担い手確保が求められる状況にあります。

このような中、森林の持つ木材生産機能や水源かん養、土砂災害防止や地球温暖化防止などの多面的機能を持続的に発揮させるため、町内の森林施業の指針である佐呂間町森林整備計画に沿った伐採と再生林や保育管理を適期に実施し、人工林資源の保続・林齢構成の平準化を図ることが重要な課題となっています。

## 2 基本的な考え方

健全な産業発展により健全な森林が守られることから、産業振興と環境保全の両立を図ることが必要となります。そのため、森林整備やその促進に関する施策を実施し、森林所有者から木材需要者に至るまでの一体的な取り組みを進めます。

## 3 具体的な取組

「植えて、育てて、使って、植える」という森林資源の循環利用を促進するため、既存の森林整備事業や森林の多面的機能の維持増進を図るため創設された森林環境譲与税を活用した人工造林、下刈りや除間伐などの森林整備に取り組みます。

## 4 事業量及び事業費

別記様式のとおり。